

令和8年度五所川原市すくすく学校給食応援事業概要

五所川原市では、子育て世帯（保護者）の経済的負担を軽減するため、五所川原市立小・中学校（以下、市立学校）に在学し、学校給食の提供を受けている児童生徒の保護者について、令和8年度における学校給食費の全額を支援いたします。

【対象者について】

以下の条件をすべて満たす保護者が支援の対象になります。（詳しくは下記表のとおり）

- ①児童生徒が市立学校に在学している
- ②児童生徒が五所川原市提供の学校給食を受けている

保護者の要件	児童生徒の要件		対象	備考
五所川原市内に住所を有する	市提供の学校給食を受けている	市立学校へ在学	○	
		市立学校へ在学し、市の準要保護制度に申請し、全額助成されている	×	市の準要保護制度で全額支給されます
		市立学校へ在学し、特別支援教育就学奨励費を申請し、受給している	○	
	市提供の学校給食を受けていない		×	
	市外の学校へ在学		×	
	義務教育学校以外の学校へ在学		×	
五所川原市内に住所がない			○	
生活保護受給世帯			×	国から教育扶助として全額支給されます

【支援を受けるための手続きについて】

五所川原市すくすく学校給食応援事業補助金交付申請書に必要事項を記入の上、学校を通してお申込み下さい。

※児童又は生徒1名につき、1枚提出してください。

【支援期間及び補助内容について】

支援期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

補助内容：学校給食費の全額

- ※1 アレルギー疾患等により牛乳を飲めない児童生徒を持つ保護者については、上記の金額から牛乳代を除いた額。また、牛乳のみの児童生徒を持つ保護者については、牛乳代全額を支援。
- ※2 当該事業対象者からは給食費を徴収いたしません。補助金を受領及び充当する権限は教育長に委任するため、保護者へ補助金が支給されるものではありません。